

Q&A

Q1. 領収書はコピーでもいいですか？

- A. 原本を提出してください。(レシート可)
領収書の原本は、確認後お返しします。

Q2. 報償費(講師謝金等)の領収書は必要ですか？

- A. 必要です。
金額、領収年月日、講師の氏名・住所の記載と押印が必要です。

Q3. チラシを自宅で印刷しました。団体から印刷枚数でお金をもらって個人名で領収書を発行したものは、対象になりますか？

- A. 団体の構成員名の領収書は対象になりません。
印刷に使った用紙やインクの領収書を提出してください。

Q4. 市外での活動は支援の対象にならないとなっていますが、「市外での活動」とはどのような活動ですか？

- A. 活動場所が市外であったり、三木市民以外の方を対象とした活動のことをいいます。

Q5. 営利を目的とする事業とはどんなことですか？

- A. 活動により収益が発生する場合、営利を目的とする事業とみなします。
具体的には、収入が支出を超えていることや、収入を会員で分配していることです。ただし、活動に必要な会費や参加費の徴収は営利目的にはなりません。

Q6. 申請時は5万円で申請していましたが、活動終了後、対象金額が5万円より少なかった場合は減額できますか？

- A. できます。なお、変更申請の手続きについては、子育て支援課からご案内します。

Q7. 事業の実施のため、機材等を運搬するのに自家用車を使用しました。その費用は計上できますか？

- A. 交通費として、計上できます。使用したガソリン代を計上してください。
ただし1日につき上限500円/台です。
様式の「交通費支出調書(自家用車両)」を記入し、受領印を押し、報告時に添付してください。

交通費

Q8. 電話代は通信運搬費として計上できますか？

- A. 活動に係ることを明確にできないため対象外となります。

